

## 随意契約理由書

1 案件名称

住民情報グループ事務室移転にかかる情報通信設備改修整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

住民情報グループにおいて、住民情報業務標準化対応を遂行するにあたり、適切な運営の体制を確保するため、令和4年4月に中央卸売市場9階へ事務室を移転する。

移転先において、必要なネットワーク環境の構築を行うにあたって、コスト低減の主旨から、ICT戦略室より同フロアに入居している経済戦略局の既存設備から配線を延長するよう助言があり、助言を踏まえて当該手段で実施することとした。

本業務の実施にあたっては、現在稼働中である既存設備に障害が発生した場合、本市ネットワークへの影響を最小限にとどめるため、迅速かつ正確に復旧を行う必要がある。

株式会社日立製作所 関西支社は、庁内情報ネットワークシステムの構築者かつ保守業者であり、庁内情報ネットワークシステム基盤について熟知し、かつ緊急対応が可能な唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同協会（同社）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部総務担当（電話番号：06-6208-7312）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金対応のための税務事務システム改修業務委託

### 2 契約相手方

株式会社日立製作所 関西支社

### 3 随意契約理由

本事業は、新型コロナウイルス感染の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を現金により給付を行うものである。

主な委託業務の範囲は、税務事務システム（以下「システム」という）で管理している項目を基に抽出条件を検討の上、確認書送付対象者の抽出作業を実施し、大阪市が別途契約する外部委託業者への確認書データを本市に提供を行うものである。

当該システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元である株式会社日立製作所に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当（電話番号：06-6208-7323）

## 随意契約理由書

1 案件名称

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業業務委託

2 契約の相手方

凸版印刷・JTB共同企業体

3 随意契約理由

本事業は住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯あたり現金10万円を速やかに給付することを目的として実施するものである。

目的を達成するためには速やかに給付を行うことができる具体的な事業スキームや効率的な体制づくりが必要であり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札よりも契約の目的を達成する上でより妥当である。

そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや経験等を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定し、その事業者と契約を締結するものである。

以上の理由から、本件契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部非課税世帯等臨時特別給付金担当（電話番号：06-6208-7323）